

【継】白井市文化センター大規模改修基本計画策定業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

白井市文化センターは、平成6年の開館以来、市の文化・生涯学習の拠点として多くの市民の方々に愛着を持って利用され続けている施設である。

しかしながら、開館から30年以上が経過し、施設の老朽化とともに社会ニーズの変化や施設に関する関係法令等の改正への対応等、施設運営における様々な問題が山積している。

このようなことから、教育委員会では今後の文化センターのあり方を検討する附属機関として「白井市文化センターのあり方検討委員会」を設置して検討を進め、令和5年3月に提言を受け、その後、白井市教育委員会による「白井市文化センターのあり方に関する方針」（以下、「教育委員会の方針」という。資料1）を策定した。

教育委員会の方針を受け、今後、基本計画を策定し、基本設計、実施設計へと段階的かつ計画的に事業を進めることが必要である。

そこで、基本計画を策定するにあたり、事業者の持つ経験から得られる専門性、技術力、企画力、提案力、創造性及び価格等を総合的に勘案し、基本計画策定に向け、発注者と共に協働・連携が可能な事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「受注予定者」という。）を特定する。

2 委託業務名

【継】白井市文化センター大規模改修基本計画策定業務委託

3 委託業務場所

白井市復1148-8 白井市文化センター

4 基本計画策定についての考え方

- (1) 別紙資料1「教育委員会の方針」を大規模改修における基本構想と位置付ける。施設の劣化状況については、『白井市公共施設修繕計画』策定にあたり調査を実施し、平成31年3月に公表しているので参照すること。
- (2) 教育委員会の方針に基づき発注者が大規模改修で検討する項目を設定してその項目に関する考え方をまとめ、各項目に対する対応策の検討方法及び工事費用の概算や実現可能性調査等を行う。
- (3) (2)に基づき、発注者と受注者が連携・協働して大規模改修工事に必要な各種事項を総合的に比較検討して最善の案を作成し、基本計画として具現化していく。

5 基本計画策定にあたり検討する項目

- (1) 文化センターに求められる機能（法的規制・基本的制約条件、市民ニーズの把握、他施設移転及びそれに伴う影響額の試算、デジタル化の推進、各館の施設・設備の整備方針の検討）
- (2) 大規模改修工事における改修事項（事前調査（劣化度・改修内容の優先順位付け）、建物及び設備機器等の改修（安全性向上、バリアフリー化、現行法規への対応、外構

・給排水・非常及び業務放送・自動火災報知・空気調和の各設備、工事費用・ライフサイクルコストの縮減、環境負荷の低減、財政負担の軽減、イニシャルコスト・ランニングコストの試算、概算工事費、工事スケジュール・方法)

- (3) 基本計画策定に際して付随する業務（市民アンケートの作成補助、基本計画策定のための必要な調査・検討、文化センター内各館運営協議会、庁内関係各課協議、市議会等で説明する大規模改修に係る資料作成、4館及び共用部分の運営方法の検証(直営・一部民間委託・指定管理者制度導入の可否)、基本計画書（案）及び基本計画書の作成等）、大規模改修工事完了（基本計画策定・基本設計・実施設計・大規模改修工事）までのスケジュールの検討

6 履行期間

契約締結の翌日から令和8年6月30日まで

7 提案限度額（消費税及び地方消費税含む）

令和7年度 金41,520,160円

令和8年度 金 4,676,100円

総額 金46,196,260円

※提案限度額は、契約締結時の予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すものであることに留意すること。

※年度ごとの提案限度額を超える提案は受け付けない。

8 契約保証金

契約金額（長期継続契約の場合は、1年間分の契約金額）の100分の10以上の額を契約保証金として納付すること。

ただし、契約金額の100分の10以上の額の契約保証がなされていることが証明される次のいずれかの書類を提出することをもって、これに代えることができる。

(1) 金融機関等の保証書

(2) 履行保証保険証券

また、白井市財務規則第139条第4項第1号又は第3号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

※白井市財務規則については、巻末「白井市財務規則抜粋」を参照すること。

9 支払方法

前払い金 無

部分払い 有（1回）及び完成払い

※年度ごとの契約額に基づき支払う。

10 参加資格

参加申込書提出から受注予定者特定までの間に次の要件を満たす者とする。

- (1) 単独の事業者であること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと（同令第167条の1第1項において準用する場合も含む）。
- (3) 白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「建築関係建設コンサルタント業務」、中分類「建築一般」に登録していること。
- (4) 白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領による指名停止を受けていないこと。
- (5) 白井市入札契約に係る暴力団排除要綱に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと。
- (7) 本実施要領公表日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (9) 平成27年度から本プロポーザルの参加申込書の提出期限日までに、国又は地方公共団体等が発注した公共施設の大規模改修又は新築に係る基本計画又は基本設計業務を単体で2件以上完了した実績を有する者。
 - ※ 国又は地方公共団体等とは、国及び特殊法人（「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第1条に規定する法人）又は都道府県及び市区町村並びに地方公共団体の組合（地方自治法第284条第1項に規定する組合）とする。
- (10) 本業務の管理技術者に建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士の資格保有者を専任で配置できる者。

なお、当該配置者については、参加申込時点で3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

11 スケジュール

参加申込から契約締結までのスケジュール

手続き等の名称	日程・締切	備考・提出書類等
実施要領等の公表	令和7年2月13日（木）	
現地見学会の申込期限	令和7年2月19日（水）	
現地見学会	令和7年2月21日（金） 令和7年2月25日（火） 令和7年3月4日（火）	様式1 現地見学会の日時は、事業者ごとに別途通知
参加申込書提出期限	令和7年3月6日（木） 正午	様式2、3及び必要書類
参加資格確認結果通知書送付予定日	令和7年3月11日（火）	
質問書受付期限	令和7年3月18日（火） 正午	様式5
回答予定日	令和7年3月21日（金） 午後5時	白井市ホームページに掲載
提案書等提出期限	令和7年4月24日（木） 正午	提案書、様式6、7、8、9-1、9-2及び添付書類
プレゼンテーション実施予定日	令和7年4月30日（水）	
結果通知書送付予定日	令和7年5月2日（金）	
受注予定者との協議	令和7年5月中旬まで	
見積書提出（予定）	令和7年5月中旬まで	
契約締結（予定）	令和7年5月下旬から6月上旬頃	

12 資料の交付

(1) 交付資料

- ア 【継】 白井市文化センター大規模改修基本計画策定業務委託プロポーザル実施要領
- イ 【継】 白井市文化センター大規模改修基本計画策定業務委託仕様書（案）
- ウ 【継】 白井市文化センター大規模改修基本計画策定業務委託プロポーザル評価基準
- エ 【継】 白井市文化センター大規模改修基本計画策定業務委託様式集
- オ 白井市文化センター各館に係る建築・電気・機械設備等現況図（PDF形式）

(2) 交付方法

（1）アからエについては、白井市ホームページの「入札・契約関連」の「白井市文化センター大規模改修基本計画策定業務委託事業者選定公募型プロポーザル」に掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。

（1）オについては、担当課が指定するファイル転送サービスにより交付する。交付を希望する者は担当課へ電話またはメールにより連絡すること。なお、ファイル転送サービスによる交付ができない場合は、担当課窓口で空のCDとデータの入ったCDとの交換により交付するため、担当課と交付予定日時を調整すること。

1 3 現地見学会

具体的な業務内容等について参加希望者の理解を深め、市の意向に沿った提案書の提出を促すために、次のとおり現地見学会を開催する。

(1) 日 時

令和7年2月21日（金）

令和7年2月25日（火）

令和7年3月4日（火）

(2) 場 所

白井市復1148-8 白井市文化センター

(3) 参加方法

希望者は現地見学会参加申込書（様式1）を、「24 提出及び問い合わせ先（担当課）」へ、電子メールで令和7年2月19日（水）までに送信すること。また、午前8時30分から午後5時15分（月曜日を除く）に担当課へ電話で到達確認をすること（誤送信等により担当課が確認できない場合は現地見学ができないので留意すること）。

(4) 留意事項

- ア 施設の運営等に支障がないように留意すること。
- イ カメラ等による撮影は可能だが、施設利用者が特定されないように留意すること。
また、撮影した画像等は本プロポーザルの参考資料の用途以外には使用しないこと。
- ウ 現地見学会は、1者ごとの実施を基本とするが、申し込み状況によってはこの限りでない。なお、担当課職員が同行する。
- エ 現地見学会は、1者につき最長2時間程度とする。
- オ 現地見学会は、原則として文化会館大ホール及び中ホール、プラネタリウム館の利用の無い日に実施することとし、利用者に支障のない範囲で実施するものとする。
- カ 申込の際、見学希望日を明記すること。日時は電話連絡又は電子メールにより後日通知する。
- キ 施設の運営上、見学のできない場所もある。

1 4 参加申込

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式2）
- イ 過去の業務実績表1（様式3）
- ウ 一級建築士の資格保有者（管理技術者）の建築免許証の写し
- エ 配置者の雇用期間が確認できるもの（健康保険証の写し等）
- オ 過去の業務実績表1に記載した契約書の写し（契約案件名、施設名、契約日、発注者名及び受注者名が記載された頁のみで可とする）

(2) 受付期間

令和7年2月13日（木）から令和7年3月6日（木）正午まで

※郵送の場合は必着

(3) 提出方法

- ア 担当課へ持参または郵送にて提出すること。

イ 持参の場合には、担当課に電話連絡をし、持参予定日時を調整すること。

ウ 郵送の場合には、配達記録が残る方法で郵送すること。

1 5 参加資格確認の通知

参加申込書の内容について、参加資格を満たしているかを確認し、その結果を電話連絡及び参加資格確認結果通知書により通知する。

また、参加が認められなかった者に対しては、参加を認めない理由を記載して通知する。参加資格確認結果通知書は、令和7年3月11日（火）までに発送する。

参加資格確認結果通知書により参加が認められなかったことについて異議がある者は、参加資格確認結果通知書を受領した日から7日以内に必着で異議申立書（様式4）を担当課へ提出すること。

1 6 質問及び回答

業務内容及びプロポーザルについて質問がある場合には、令和7年3月18日（火）正午までに質問書（様式5）を電子メールにて担当課へ提出し、電話により担当課へ提出したことを連絡すること。（ただし、月曜日に提出した場合には翌日の正午までに担当課に連絡すること。）

質問についての回答は、令和7年3月21日（金）午後5時までに白井市ホームページ内に掲載する。

回答内容については、本プロポーザルの与条件及び契約内容に含むこととする。

1 7 参加辞退

プロポーザルの参加者として認定されてから、プレゼンテーションまでの間にやむを得ない事情により参加を辞退する場合は、辞退届（様式10）を提出すること。

なお、辞退することにより今後市から不利益な扱いを受けることはない。

1 8 評価方法及び評価基準

（1）評価方法

審査は、業務実績等による客観評価及び別途設置する白井市文化センター大規模改修基本計画策定業務委託プロポーザル選定委員会による提案書及びプレゼンテーション内容の評価により行う。

（2）評価基準

別表1－1のとおり

1 9 提案方法

（1）提出書類

ア 提案書等提出届（様式6）

イ 過去の業務実績表2（様式7）

ウ 管理技術者の実績等（様式8）

エ 提案書（任意様式）

オ 見積書及び見積金額内訳書（様式 9-1・9-2）

(2) 受付期間

令和 7 年 4 月 24 日（木）正午まで（郵送の場合は必着）

(3) 提出方法

持参または郵送にて提出すること。

※持参の場合には、提出先に電話連絡をし、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合には、配達記録が残る方法で郵送すること。

2.0 結果の通知

プロポーザル審査結果通知書により、受注予定者名と点数、次点者名及び自己の点数を通知する。

2.1 結果の公表

(1) 受注予定者の名称及び評価点について白井市ホームページに掲載する。

(2) 受注予定者を特定した過程や評価結果については、白井市情報公開条例に基づき対応する。

2.2 契約の締結

(1) 市は受注予定者と業務の詳細等を協議うえ、見積書を徴取し契約を締結する。

(2) 受注予定者に事故があり見積書の徴取が不可能となった場合、または受注予定者との協議が整わない場合、市は次点者と業務の詳細等を協議のうえ契約を締結する。なお、受注予定者と契約が締結された場合、市は次点者へ速やかに連絡する。

(3) 原則として契約金額は提案時に提出された見積金額を超えることはできない。ただし、協議の結果、設計及び仕様内容等に追加があった場合には、この限りではない。

(4) 「16 質問及び回答」での回答及びプレゼンテーションでの質疑応答は契約内容に含む。

2.3 その他留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は、失格または提出書類を無効とする。

ア 受注予定者特定までの間に参加資格を満たさなくなった場合。

イ 審査の公平性を害する行為があった場合。

ウ 本要領に規定する提出書類の提出方法、提出先、提出期限を満たさない場合。

エ 指定する様式及び記載に関する留意事項等が守られていない場合。

オ 提出書類の記載に虚偽の記載があった場合。

カ 提出書類に記載すべき事項の全部または一部の記載が漏れている場合。

(2) 参加者又は提案者が 1 者となった場合にも本プロポーザルは実施する。また、1 者の場合、見積額の評価は実施しない。

(3) 書類の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出された資料は、返却しない。

(5) 市は提出された提案書類について、受注予定者の選定以外に提案者の目的で対案者に無断で使用しないこととする。ただし、情報公開請求があった場合は、白井市情報公開条

例に基づき取り扱うこととする。

- (6) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
 - (7) プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、プロポーザルを延期、または中止することがある。この場合において、提案者は異議を申し立てることはできない。
 - (8) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。
 - (9) 審査の結果、1位の者を決定したとしても、その者の評価点が「白井市文化センター大規模改修基本計画策定業務委託プロポーザル評価基準」で定める基準を超えない場合、受注予定者とししない。
 - (10) 審査の経緯及び結果についての異議の申立ては受け付けない。
 - (11) 本プロポーザルに係る予算が議会において可決されなかったときは、本プロポーザルを中止する。
- なお、本市は、このプロポーザルが実施されないことによる補償は行わない。

2 4 提出及び問い合わせ先（担当課）

本要領で定める提出物の提出及び質問等の問い合わせ先は以下のとおりとする。

〒270-1422

千葉県白井市復1148-8

白井市教育委員会教育部文化センター大規模改修準備室

電話 047-401-5322

FAX 047-492-8030

E-mail bunka-center@city.shiroi.chiba.jp

別表 1－1 評価基準等

客観評価 提出書類 (1) 提案書等提出届 (第 1 次審査分) (様式 6)

(2) 過去の業務実績表 2 (様式 7)

(3) 管理技術者の実績等 (様式 8)

評価事項	評価の視点	配点
過去の業務実績	同種又は類似施設、単独の文化会館、図書館又は博物館、文化系公共施設、その他の公共施設での業務の完了実績並びに当該施設の規模	4 0
業務実施体制	管理技術者の業務実績	1 0

※ 1 同種施設とは、文化会館・図書館・博物館の 3 施設の複合施設を指す。

※ 2 類似施設とは、文化会館・図書館・博物館の 3 施設のうち、文化会館と図書館又は文化会館と博物館の複合施設を指す。

※ 3 業務とは、国又は地方公共団体等が発注した公共施設の大規模改修又は新築に係る基本計画及び基本設計を指すものとする。

※ 4 文化会館とは、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 (平成 24 年 6 月 27 日法律第 49 号) 第 2 条の規定に基づく劇場、音楽堂等の施設とする。図書館とは、図書館法 (昭和 25 年 4 月 30 日法律第 118 号) に基づく施設とし、博物館とは、博物館法 (昭和 26 年 12 月 1 日法律第 285 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づく登録博物館及び第 31 条第 1 項各号の規定に基づく博物館相当施設、法の規定に基づかない博物館類似施設をすべて含む。

※ 5 文化系公共施設とは、※ 4 以外の文部科学省が実施する社会教育調査の調査対象となる公共施設 (公民館、青少年教育施設、女性教育施設、社会体育施設、生涯学習センター) とする。

プレゼンテーション評価 提出書類（１）提案書（A4任意様式）

※別表１－２提出書類作成方法参照

（２）見積書及び見積金額内訳書（様式9－１・9－２）

評価項目	評価の視点	配点	備考
業務に対する考え方	事業の趣旨を十分理解しているか。また、与条件に沿った提案をしているか。	10×6	
業務の内容	文化センター４館に求められる機能及び共用部分や外部空間の活用の検討に関する提案が、教育委員会による方針を具現化する上で適切な内容となっているか。	20×6	
	文化センター４館及び共用部分・外部空間の運営方法の検証に関する提案が、複数の選択肢の検証を適切に実施できる内容となっているか。	10×6	
	大規模改修工事における改修事項の検討に関する提案が、事前調査、建物及び設備機器等の改修、財政負担の軽減、イニシャルコスト・ランニングコスト、工事期間中の市民サービス、概算工事費・工事スケジュール・施工方法の各項目それぞれについて、検討を適切に実施できる内容となっているか。	20×6	
	基本計画策定までのスケジュールにおいて、検討事項・検討項目を適切に実施でき、契約期間満了までに基本計画の完成までに至るものとなっているか。	20×6	
独自提案	仕様書（案）のほか、市総合計画等を理解し、更に独自性の高い付加価値や工夫のある提案となっているか。	20×6	
プレゼンテーション	資料がわかりやすく、説明や質問に対する回答が論理的であるか。	10×6	
業務実施体制	事業実施に必要なスタッフが確保されているか。	10×6	
見積額	適切な範囲内での見積額であるか。	200	比例 配分

客観評価 50点

プレゼンテーション評価 920点 [720点（120点×6名）＋200点（見積り）]

合計（満点） 970点

別表１－２ 提案書類作成方法

- （１）作成にあたっては日本語を用い、通貨は日本円とすること。
- （２）提案書は代表者印を押印した正本１部と、提案者名等が特定できる名称やロゴマーク等を使用していない副本９部をそれぞれファイルで綴じて提出すること。
- （３）提案書の様式は任意とするが、用紙は原則A4で必要に応じてA3とし、A3の場合はA4に折り込むこと。また、評価基準の項目順に提案を記載すること。
- （４）見積書の金額は税抜きで記載し、提案限度額の範囲内であること。

【参考 1】白井市財務規則抜粋

(契約保証金)

第 139 条 予算執行者は、契約を締結したときは、直ちに契約者をして契約金額の 100 分の 10 (公有財産売却システムで行われた場合は、予定価格の 100 分の 10) 以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、次の各号に定める契約を締結したときは、当該各号に定める契約保証金を納付させなければならない。

(1) 調査基準価格に満たない価格で申込みをした者と契約を締結するとき 契約金額の 100 分の 30 以上

(2) 長期継続契約を締結するとき 契約金額の 12 ヶ月分の 100 分の 10 以上

(3) 単価契約を締結するとき 予定数量に単価を乗じて得た額の 100 分の 10 以上

2 契約保証金は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、当該各号に定める価額とし、担保と提供された証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。

(1) 第 123 条第 2 項各号に掲げるもの 同項各号に掲げる金額

(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証 その保証する金額

3 予算執行者は、前項第 1 号において準用する第 123 条第 2 項第 4 号及び前項第 2 号に規定する保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させなければならない。

4 前 3 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(1) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約者が過去 2 年間に市、国(公社、公団、公庫等を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有し、かつ、当該契約を確実に履行する者と認められるとき。ただし、当該契約金額が 130 万円を超える工事又は製造の請負契約は除く。

(4) 契約者が、法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、契約者が売払代金を即納するとき。

(6) 契約金額が 130 万円以下の工事又は製造の請負の契約を締結するとき。

(7) 指名競争入札又は随意契約により契約金額が 500 万円未満の契約を締結するとき。ただし、次に掲げる契約を締結するときを除く。

ア 契約金額が 130 万円を超える工事又は製造の請負の契約

イ 公募により契約者を選定する方法による随意契約

(8) 履行の完了を確認後に代価を支払う物品の購入又は機器等の賃貸借契約を締結するとき。

(9) 国若しくは公社、公団、公庫等の政府関係機関又は地方公共団体と契約を締結するとき。

(10) その他契約の性質等により契約保証金を納付させる必要がないと市長が認めるとき。

【参考 2】これまでの経緯

白井市文化センター（以下、「文化センター」という。）は、文化会館、図書館、郷土資料館、プラネタリウム館の4館からなる複合施設で、平成6年（1994年）に開館し、市の文化芸術活動や生涯学習活動の拠点として大きな役割を担ってきた。

しかしながら、開館以来25年以上が経過したことで機器や設備の老朽化が進行して大規模改修が必要な時期を迎えており、建設当初から大きく変化した社会情勢や市民ニーズ等を踏まえて今後の施設の利用方法について現状にとらわれずにゼロベースで検討を行い、あり方を決定する必要性が生じた。

白井市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、令和2年度に今後の文化センターのあり方を検討するために「文化センターのあり方検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、2年間に渡って調査審議いただき、検討委員会による調査審議結果は、令和5年3月に「文化センターの今後のあり方に関する提言書」として教育委員会に提出された。教育委員会は、提言書を踏まえて協議を行い、令和5年5月に「白井市文化センターのあり方に関する方針」（以下、「教育委員会の方針」という。別紙資料1）を決定した。これを受けて白井市は、令和5年7月、教育委員会の方針を「基本構想」と位置付けて今後策定する基本計画の基礎とすることとした。

そこで、次の段階として、より具体的な整備方針を示す基本計画を策定し、その後、基本設計、実施設計、大規模改修工事へと進めていく必要がある。基本計画の策定に際しては、教育委員会の方針に基づいて検討項目を設定してその項目に関する考え方をまとめていくが、検討項目のうち担当課等では算出が難しい工事費用の概算や実現可能性調査等を業務委託として実施するものである。

白井市文化センターのあり方に関する方針

令和5年5月2日

白井市教育委員会

白井市文化センターのあり方検討委員会からの提言を踏まえ、白井市文化センターのあり方に関する方針を下記のとおりとする。

記

文化センターは、施設全体及び全館（大ホール、中ホール、図書館、郷土資料館、プラネタリウム館、エントランス等共用スペース）存続とする。

また、改修にあたっては市の財政状況を十分に踏まえたうえで内容を検討すると共に、既存不適格部分の改修を適切に行う。

なお、一部機能の縮小や廃止はやむを得ないが、改修時に更新が必要な設備や機器などは、利用者が使いやすいものを導入する。

以下、個別の施設については、

- 1 文化会館大ホールは存続とする。ただし、規模は維持し、機能（舞台機構、舞台音響、映像設備）は縮小する。

また、利用者、来館者に対する安全性の確保を前提とした改修内容とする。

- 2 文化会館中ホールは存続とする。ただし、一部機能は廃止する。

また、用途変更、収益施設や他公共施設機能の導入などを検討し、スペースを有効活用する。

- 3 図書館は存続とする。ただし、規模（蔵書数・面積）は縮小し、社会変化に合わせた利用形態や他の公共施設の移転など、新たな機能を導入する。

- 4 郷土資料館は存続とする。ただし、展示室の規模は縮小し、余剰面積を収蔵スペースへ転用、さらなる収蔵場所の確保は文化センターの内外への収蔵機能を移設させることとし、デジタルアーカイブ化、近隣自治体との広域連携等の方策を検討する。

- 5 プラネタリウム館は存続とする。ただし、一部機能の縮小や廃止を検討する。

- 6 共用部分は、エントランスホールはミニコンサートやワークショップなどのイベント会場としての活用、現在空きスペースとなっている喫茶スペースをコワーキングスペースや飲食スペース等への活用、外部空間（前庭・中庭）との一体的な利用を検討する。

また、検討にあたっては、外部からも利用方法について意見を求め、その際は安全性に配慮したものとする。